

和歌浦湾の貝毒発生事象に係る二枚貝の採捕・出荷自主規制の解除について

平成31年 4月25日

平成31年3月12日に海南市下津町塩津の塩津漁港で採取した養殖マガキから麻痺性貝毒が検出され、安全性が確認されるまで、和歌山市大川から和歌浦湾にいたる海域におけるマガキをはじめとする二枚貝の採捕および出荷について自主規制をお願いしてきました。

本日、下表のとおり4月22日サンプリングの検体の結果を含め3週連続して国の定める規制値（4マウスユニット/g）以下となったため、4月25日をもって和歌山市大川から和歌浦湾（和歌山県と大阪府の県境から海南市下津町大崎荒崎の鼻）にいたる海域におけるマガキをはじめとする二枚貝の採捕および出荷に係る自主規制を解除することとしました。

ただし、大阪湾、紀伊水道の近隣海域（大阪府、兵庫県、香川県、徳島県、高知県）では海域や種類によっては引き続き採捕・出荷自主規制措置がとられていますので注意が必要です。

1 検査結果

採取年月日	結果判明日	採取場所	毒性（麻痺性貝毒）
平成31年3月12日	3月14日	海南市下津町塩津 塩津漁港	16マウスユニット/g
平成31年4月8日	4月12日	海南市下津町塩津 塩津漁港	3.1マウスユニット/g
平成31年4月15日	4月18日	海南市下津町塩津 塩津漁港	2.1マウスユニット/g
平成31年4月22日	4月25日	海南市下津町塩津 塩津漁港	2.0マウスユニット/g 以下 (検出限界値以下)

※農林水産省消費・安全局長通知に基づく麻痺性貝毒自主規制値：4マウスユニット/g 以上

2 貝毒プランクトンの調査結果

調査年月日	採取場所	麻痺性貝毒プランクトンの密度
平成31年3月12日	和歌浦湾 海南市下津町塩津 塩津漁港	<i>Alexandrium</i> 属 : 6.7cells/ml
平成31年3月12日	和歌浦湾 海南市下津町塩津地先	<i>Alexandrium</i> 属 : 0.2cells/ml
平成31年3月14日	和歌浦湾 海南市下津町塩津 塩津漁港	<i>Alexandrium</i> 属 : 0.6cells/ml
平成31年3月14日	和歌浦湾 海南市下津町塩津地先	<i>Alexandrium</i> 属 : 2.8cells/ml
平成31年3月19日	和歌浦湾 海南市下津町塩津 塩津漁港	<i>Alexandrium</i> 属 : 1.5cells/ml
平成31年3月19日	和歌浦湾 海南市下津町塩津地先	<i>Alexandrium</i> 属 : 0.5cells/ml
平成31年3月26日	和歌浦湾 海南市下津町塩津 塩津漁港	<i>Alexandrium</i> 属 : 0.2cells/ml
平成31年3月26日	和歌浦湾 海南市下津町塩津地先	<i>Alexandrium</i> 属 : 0.02cells/ml
平成31年3月28日	和歌浦湾 海南市下津町塩津 塩津漁港	検出されず
平成31年3月28日	和歌浦湾 海南市下津町塩津地先	<i>Alexandrium</i> 属 : 0.01cells/ml
平成31年4月2日	田倉崎沖・和歌山マリーナ沖・塩津地先	検出されず
平成31年4月9日	和歌浦湾 海南市下津町塩津 塩津漁港	<i>Alexandrium</i> 属 : 0.03cells/ml
平成31年4月9日	和歌浦湾 海南市下津町塩津地先	検出されず
平成31年4月16日	和歌浦湾 海南市下津町塩津 塩津漁港	検出されず
平成31年4月16日	和歌浦湾 海南市下津町塩津地先	検出されず
平成31年4月22日	和歌浦湾 海南市下津町塩津 塩津漁港	<i>Alexandrium</i> 属 : 0.1cells/ml
平成31年4月22日	和歌浦湾 海南市下津町塩津地先	検出されず

※麻痺性貝毒プランクトン発生密度注意基準値（cells/ml）

Alexandrium tamarense : (5cells/ml)

Alexandrium catenella : (50cells/ml)

3 参考

- ・貝毒とは、主に二枚貝が毒素を持った植物プランクトンを餌として食べることによって、体内に毒が蓄積した状態のことで、麻痺性貝毒と下痢性貝毒の二種類があります。
- ・麻痺性貝毒の症状としては、食後約30分で舌、唇などがしびれ、重症の場合、体が思うように動かなくなります。最悪の場合には、12時間以内に呼吸困難などで死亡に至る場合がありますが、12時間を超えると回復に向かいます。
- ・人の致死量は、体重60kgの人で約3千～2万マウスユニットとされており、3月12日の検出値16マウスユニット/gの貝毒を含む10グラムのマガキでは、約19個以上食べると致死量に至る計算となります。
- ・1マウスユニットとは、麻痺性貝毒では体重20グラムのマウスが15分間で死亡する毒量です。
- ・貝毒の毒成分は熱に強く、加熱処理しても毒性は弱くなりません。
- ・貝毒は、海水中から原因プランクトンが減少すれば、貝の体内の毒素も少なくなり、規制値を超えていた貝でも規制値を下回ります。この場合、規制値を下回ってから2回連続して規制値を下回ると規制が解除となります。
- ・貝毒検査は、(一財)日本食品検査が、貝毒プランクトン調査は和歌山県水産試験場が実施しました。

担当：和歌山県 農林水産部 水産局 資源管理課 漁業取締班 土居内、平野 電話 073-441-3013 FAX 073-432-4124
--

※共同発表元 食品・生活衛生課 食品衛生班
担当：坂本、梶本
電話：073-441-2624